

評価基準

1 評価項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点
1 事業計画		60
①提案事業における教育施設の 独創性及び計画の妥当性	提案する土地活用について、教育施設として独自性や 創意工夫がなされたものであるか。 また、土地の活用について計画の妥当性を評価する。	25
②提案事業の実現性	提案する土地活用について、事業工程、事業の実施体 制、事業に対するリスク認識及び対応の実現性及び妥 当性を評価する。	15
③提案事業の継続性	提案する事業内容について、長期にわたり地域に根付 いた事業実施可能であるか、継続性を評価する。	10
④地域要望の実現性	地域住民からの要望事項に対する取り組みの的確性及 び実現性を評価する。	10
2 運営計画		40
①提案する事業の運営体制	安定的な事業実施を見据えた人的基盤や財政的基盤を 有しているか、適格性について評価する。	10
②提案内容に関する類似実績	提案内容と類似の利用実績があり、今回の提案に活か すことが見込めるか、確実性について評価する。	10
③運営開始後の地域貢献	運営開始後に想定される地域への影響に対する配慮や 地域の要望事項以外の地域交流及び貢献への取り組み に対する実現性を評価する。	10
④事業実施による地域への効果	事業実施によって周辺地域が得られる効果（地域活性化、 経済的効果など）について、実現性及び妥当性を評価す る。	10
計		100

2 点数の基準

評価項目ごとの採点は、審査項目の配点に下表の評価基準による乗率を乗ずることにより算出する。

評価基準	乗率
特に優れている	100%
優れている	80%
標準的である	60%
やや不十分である	40%
不十分である	20%

3 提案者の順位決定方法

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、得点は出席委員の評価得点の平均とし、最も高い得点を獲得した者を買受候補者とする。
- (2) 得点 60 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- (3) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「1 事業計画の①」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、審査項目「1 事業計画の④」が高い者を上位とする。